

**北九州市農業委員会**  
**第6回東部部会会議（令和5年度1月部会会議）議事録**

**1 日 時** 令和6年1月10日（水）午前10時00分～10時26分

**2 場 所** 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

**3 出席委員及び欠席委員**

・出席委員 28名

農業委員 9名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
椰 野 保 博	中 村 治 雄	澤 水 理 佳	稲 光 進
八木田 経 二			

農地利用最適化推進委員 19名

増 田 強	中 村 眞 一	平 尾 長 正	松 根 豊 春
吉 村 晃 一	坂 井 準 二	有 松 政 則	村 田 堯
平 林 秀 美	村 田 紘	酒 井 一 生	古 田 仁 重
清 水 正 人	木 村 博 美	大 下 治 三	黒 崎 隆 博
河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二	

・欠席委員 2名

古 田 俊 策 矢 野 孔 清

**4 事務局出席者**

江 島 事務局長 篠 田 次長 田 上 係長 飛 松 主査

**5 議 事**

**(1) 農地関係**

**【報 告】**

報告第33号	非農地証明願について	1件
報告第34号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第35号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	1件
報告第36号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	7件
報告第37号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件

**【議 案】**

議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第18号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

**6 傍聴人** なし

事務局

ただ今より、令和5年度 第6回東部部会会議を開催します。本日の出席委員は30名中、28名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。なお、本日は議案第17号、第1項、第2項において、2名の新規就農者の面接を予定しております。

それでは、議事の進行につきましては、部会長をお願いいたします。

部会長

ただ今より、令和5年度第6回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

次に、議案の審議に先立ちまして、新規営農者2名の面接を順に行います。議案書12ページの「営農計画書」をお開きください。それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者①が説明)

それでは、ただ今の説明について、何かご意見等ございませんでしょうか。

平林委員

春吉の眼鏡橋に、子供たちを連れて夏に泳ぎに来られてますよね。

新規営農者①

はい、お世話になっております。

平林委員

私は賛成です。しっかりと体験をさせてあげたらよろしいかと思えます。

新規営農者①

ありがとうございます。

部会長

他にご意見等がないようでしたら、面接を終了します。お疲れ様でした。

(新規営農者の①が退室し、②が入室)

次の方の面接を行います。議案書13ページの「営農計画書」をご覧ください。それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者②が説明)

それでは、ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。ご意見等がないようでしたら、面接を終了します。お疲れ様でした。

(新規営農者②が退室)

それでは議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別の内容の説明を省略します。

議案書の 11 ページをお開きください。議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、審議を行います。第 3 項及び第 4 項につきましては、澤水委員が議事参加の制限を受けますので、先に審議を行います。澤水委員の退席を求めます。

(澤水委員 退席)

それでは、第 3 項及び第 4 項、小倉南区中曽根東地区担当の松根委員、報告をお願いします。

松根委員

議案第 17 号第 3 項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、中曽根東の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

次に、第 4 項について、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、中曽根東の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

これは、親子関係ですね。

松根委員

親子関係です。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、澤水委員の入室を認めます。

(澤水委員 入室)

それでは、議事を進めます。議案書の 9 ページをお開きください。第 1 項、小倉南区大字志井地区担当の稲光委員、報告をお願いします。

稲光委員

議案第 17 号第 1 項について、貸渡人が規模縮小、借受人が新規営農するもので、大字志井の申請地において、水稻栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第 2 項、小倉南区大字母原地区担当の椰野委員、報告をお願いします。

椰野委員

議案第 17 号第 2 項について、譲渡人が経営規模の縮小、譲受人が新規営農するもので、大字母原の申請地において、果樹及び季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第17号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。

今月担当の第2東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第18号第1項について、第2東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。

申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。

建設事業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第18号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、矢野委員が欠席ですので、14番中村眞一委員と15番平尾委員です。よろしく申し上げます。

そのほかで何かありませんか。事務局は何かありますか。

(事務局から4件、市産業経済局農林課から1件連絡事項)

それではこれで、令和5年度第6回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。